暗渠排水（水田高機能化）の実施が可能な事業一覧

※主要な事業のみ

R4.4月版

区分	国庫補助事業・交付金事業							
	公共事業							非公共事業
事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業	農業競争力強化農地整備事業		農山漁村地域整備交付金				農地耕作条件改善事業 （地域内農地集積型）
	農地整備事業	農地整備事業 （経営体育成型）	農地整備事業 （中山間地域型）	農地整備事業 （経営体育成型）	農地整備事業 （耕作放棄地型）	農村集落基盤再編・整備事業 （中山間地域総合整備型-集落型事業 -生産基盤型事業）	農業基盤整備促進事業	
旧事業名		６次産業化等促進基盤整備	中山間地域総合整備事業	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	中山間地域総合整備事業		
		耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	（生産基盤型）	（一般型） （面的集積型） （農業生産法人等育成型）	（耕作放棄地型）	（生産基盤型）		
工種	区画整理 暗渠排水	区画整理 暗渠排水	区画整理 暗渠排水	区画整理 暗渠排水	区画整理 暗渠排水	ほ場整備 暗渠排水	暗渠排水 区画整理	暗渠排水
事業内容	機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が、農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施	担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲有る農業者が農業を継続できる環境を整えるために必要な生産基盤及び生活環境基盤の整備を一体的に実施	中山間地域の地形条件等に即した生産基盤整備を実施	将来、効率的で安定的な経営体が農業生産の大部分を担う農業構造確立のため、必要な生産基盤及び生活環境基盤の整備を経営体の育成と一体的に実施	将来、効率的で安定的な経営体が農業生産の大部分を担う農業構造確立のため、必要な生産基盤及び生活環境基盤の整備を経営体の育成と一体的に実施	中山間地域の地形条件等に即した生産基盤整備を実施	生産効率の向上による農業競争力の強化を図るため、地域の実情に応じた基盤整備を実施	中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進すると共に、稲作等から高収益作物への転換を推進し、農業競争力の強化を図るため、農業者の自力施工も活用し、耕作条件の改善を実施
単独実施の可否	○	○	○	○	○	×（区画整理と併せて実施）	○	○
実施要件	①事業対象は農振農用地であること。 ②受益面積の合計が10ha（中山間5ha）以上 ③事業対象農地の全てについて農地中間管理権を設定 ④事業対象農地を構成する各団地は１ha以上（樹園地、中山間等は0.5ha以上）の連担化した農地 ⑤農地中間管理権の設定期間は事業計画の公告日から15年間以上 ⑥対象農地の８割以上を事業完了後５年以内に担い手へ集団化（機構の方針として設定） ⑦事業実施区域の収益性が事業完了後５年以内（果樹は10年以内）に20％以上向上（販売額向上または生産コスト削減のいずれか） ※集積率及び集約化率に応じて細部要件あり -------------------------------- 【策定計画】 ・集積・集団化等促進基盤整備計画 -------------------------------- 【担い手要件】 ①認定農業者（個人、法人） ②認定新規就農者 ③市町村基本構想水準到達者	①事業対象は農振農用地であること。 ②受益面積の合計が20ha（中山間10ha）以上 -------------------------------- 【策定計画】 ・農業競争力強化基盤整備計画 区分に応じて作成 （例）農地集積促進区分 生産基盤整備事業の完了時に農地利用集積率が50％以上 ・基盤整備関連経営体育成等促進計画 ・農用地利用集積促進土地改良整備計画 ・農業経営高度化計画 -------------------------------- 【集積等要件（事業完了時）】 ・旧一般型 担い手農地集積率50％以上（現況集積率によって変動） ・旧面的集積型 担い手農地集約化率30％以上（現況集約化率によって変動） ・旧法人育成型 法人農地集積率50％以上 -------------------------------- 【担い手要件】 ①認定農業者（個人、法人） ②特定農業団体 ③農業者 16歳以上、経営面積3.5ha以上（組織の場合はオペレーターの作業面積） 目標年度までに認定農業者となる見込みがあること。 ④人・農地プランに位置づけられた、中心経営体		①事業対象は農振農用地であること。 ②受益面積の合計が20ha以上 -------------------------------- 【策定計画】 ・農山漁村地域整備計画 ・基盤整備関連経営体育成等促進計画 ・農用地利用集積促進土地改良整備計画 ・農業経営高度化計画 -------------------------------- 【集積等要件（事業完了時）】 ・旧一般型 担い手農地集積率30％以上 （現況集積率によって変動） ・旧面的集積型 担い手農地集約化率20％以上 （現況集約化率によって変動） ・旧法人育成型 法人農地集積率30％以上 -------------------------------- 【担い手要件】 ①認定農業者（個人、法人） ②特定農業団体 ③農業者 16歳以上、経営面積3.5ha以上（組織の場合はオペレーターの作業面積） 目標年度までに認定農業者となる見込みがあること。 ④人・農地プランに位置づけられた、中心経営体	①事業対象は農振農用地であること。 ②受益面積の合計が20ha以上 ③耕作放棄地が受益面積の６％以上※ ※現況担い手集積率が50％以上の場合は３％以上 -------------------------------- 【策定計画】 ・農山漁村地域整備計画 ・耕作放棄地解消等基盤整備基本構想 ・遊休農地利用増進土地改良整備計画 -------------------------------- 【担い手要件】 ①認定農業者（個人、法人） ②特定農業団体 ③農業者 16歳以上、経営面積3.5ha以上（組織の場合はオペレーターの作業面積） 目標年度までに認定農業者となる見込みがあること。 ④人・農地プランに位置づけられた、中心経営体	①事業対象は農振地域であること。 ②中山間地域（若しくは準ずる地域）又は中山間地域を含む市町村であること。 ③農業生産基盤整備事業の受益面積の合計が次の基準を満たす地域。 【県営　】２０ha以上 【団体営】１０ha以上 （県営、団体営共、ほ場整備を１０ha以上含むことが必要） ④農村振興基本計画に基づく実施計画が策定された地域。 ⑤生産基盤の実施地域は、林野率50％以上かつ勾配1/100の農用地面積が全農用地面積の１/2以上を占める地域であること。	①事業対象は農振農用地であること。 ②１地区あたりの事業費の合計が200万円以上であること。 ③１地区あたりの受益者数が、農業者２者以上。 ④受益面積10ha未満は団体営（山口県独自要件） -------------------------------- 【策定計画】 ・農山漁村地域整備計画 ・農業基盤整備計画	①事業対象は農振農用地区域のうち、中間管理事業の重点実施区域等。 ②１地区あたりの事業費の合計が200万円以上（10億未満）であること。 ③１地区あたりの受益者数が、農業者２者以上。 ④事業工期は最大５年（ハードは最大３年） ⑤受益面積10ha未満は団体営（山口県独自要件） -------------------------------- 【策定計画】 ・農地中間管理機構との連携概要 ・農地耕作条件改善計画 ・地域内農地集積促進計画 -------------------------------- 【担い手要件】 ①認定農業者（個人、法人） ②特定農業団体 ③農業者 16歳以上、経営面積3.5ha以上（組織の場合はオペレーターの作業面積） 目標年度までに認定農業者となる見込みがあること。 ④人・農地プランに位置づけられた、中心経営体
事業主体	県	県	県	県	県	県・市町村・土地改良区・農協等	県、市町等	県、市町、土地改良区、農協等、中間管理機構

※その他中山間（一般型、広域連携型）、集落基盤、農地環境でも可能